

わが国の松林における景観管理方策に関する研究 —福井県「気比の松原」の管理内容と景観評価との関連性—

指導：教授 横内憲久，専任講師 岡田智秀

2109 古原孝一

1. 研究目的—わが国の海岸林において、その代表的な松林は、第二次世界大戦前まで人々による防風・防潮といった保安機能維持のための管理(植林・間伐など)や日常生活行為(松葉かき)によって、「白砂青松」に象徴される風光明媚な景観を創出していた。しかし、戦後の松林は、人々の生活様式の変化により、保安機能維持に特化した管理のみ行われることで、結果として放置状態となり、遷移が進むほど荒廃してしまっただけのものも少なくない。

そのため、近年ではこれまでの保安機能に加え、松林の景観の重要性が再認識され始めることで、再び「白砂青松」の景観を創り出そうという動きはあるものの、戦後以降にさまざまな松林に関する法規制ができたため、現在は公民ともに容易に松林の景観管理ができない状況である。このことから、今後は松林の景観管理が円滑に行える手立てを構築していかなければ、その土地に根付いてきた風景とともに、これまで積み重ねられてきた海岸地域の文化性や歴史性までもが失われてしまいかねない。

そこで本研究では、松林の景観管理方策のあり方を導くため、戦後以降に再び「白砂青松」の景観を取り戻した福井県「気比の松原(以下「気比」)」(図-1)を対象に、松林に関わる法規制を捉え、その法の枠組みの中で行われる松林の管理内容と景観評価との関連性を明らかにする。

2. 研究方法—本研究は、「気比」の管理内容に詳しい行政担当者や有識者へのヒアリング調査(表-1)および資料・文献^{1)~13)}を対象にした調査を行った。

3. 結果および考察—表-2^{*1}は、戦後以降の「気比」に関するヒアリング調査と資料・文献より把握した「管理内容」「空間状況」「景観評価」を時系列で示したものである。以降は、「気比」に関わる法規制とその法の枠内で行われている松林の管理内容を捉え、それらと景観評価との関連性について述べる。

(1) 「気比」に関する法規制

「気比」には、表-2の管理形態に示すように、森林の保続培養と森林生産力の増進を法の目的とする「森林法」、文化財を保存し、その活用を図るための「文化財保護法」、優れた自然の風景地を保護し、その利用の増進を目的とする「自然公園法」という3つの法がかけられている。これらの役割について、森林法では「気比」の保安機能の維持を、文化財保護法や自然公園法は風致の維持をそれぞれ

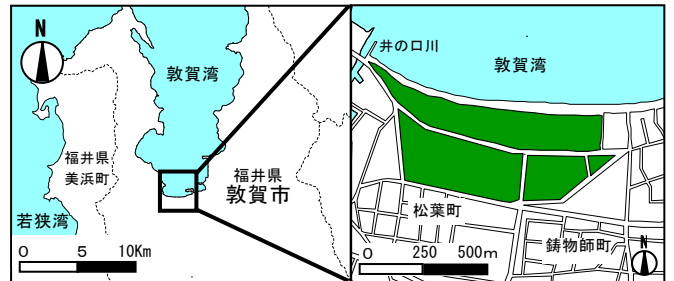


図-1 調査対象地(■:「気比の松原」)

表-1 ヒアリング調査概要

調査方法	直接面接形式によるヒアリング調査
調査日	2005年11月7日~10日
調査対象者	「気比の松原」の管理内容に詳しい行政担当者および有識者 ①福井森林管理署※2 (業務課, 流域管理調整官) ②敦賀市役所 (文化課, 林務水産課, 商工観光課, 都市計画課) ③気比の松原を愛する会 (会長, 副会長2名)
調査内容	第二次世界大戦以降の「気比の松原」における法制度・管理内容・景観評価についての把握



れ目途として定めている。しかし、森林法上において落枝採取や樹根採取、伐採などは土地の所有者や県知事の許可がないと行えないため、文化財保護法や自然公園法で定められる風致の維持の妨げとなる可能性がある。この点について、森林法で規制されている行為(清掃・落葉採取・下刈りなど)を行うには、土地所有者である福井森林管理署や県知事の許可が必要であるため、敦賀市役所(松原公民館・林務水産課)が市民などに代わり、規制行為の許可申請をして、誰もが容易に松林の風致の維持(清掃・落葉採取・下刈りなど)が行えるようになっている。

(2) 「気比」の管理実施主体とその管理内容

①福井森林管理署—管理主体である福井森林管理署は、森林法で定められる保安機能維持を基本とし、植林などを主とした海岸防災林造成事業、それに加えて松林内の下刈りなどの景観形成を行っている。また、松くい虫による被害が多いため、松くい虫対策事業として薬剤の地上散布などを行っている。これらの事業費は林野庁の予算から賄われ、年間^{*3}で約2,670万円にも上っている。

②敦賀市役所—雑草の遷移が早いと、福井森林管理署の事業だけでは文化財保護法や自然公園法で定められる風致維持ができない。そこで、敦賀市役所では後述する市民らに管理を委託し、福井森林管理署と異なる時期に風致施業(下刈り・枝打ち・除伐など)と松くい虫対策事業(薬剤散布など)を行っている。これらの事業費は市の予

表-2 第二次世界大戦以降の「気比」の管理内容と景観評価※1

	松林の管理内容		松林の空間状況	松林の景観評価	その他
	管理に関する事項	管理形態(イメージモデル図)			
1945 ～ 現在	<p>[1950] ○戦中に開墾された松林の一部を市へ払い下げる(文献1)</p> <p>[1952] ○戦時の伐採箇所を補修するため、松を補植する(文献2)</p> <p>[1959～1965頃] ○市民たちは燃料革命により松葉かきを行わなくなる</p> <p>[1963] ○福井森林管理署は、北陸特有の湿った重い雪によって、枝折れ、幹折れ、根折れなどの被害が発生するため、被害木の伐採や林内に飛散している枝葉の片付けなど、景観維持を行う</p> <p>[1967～] ○松林の荒廃と美しい松林を後世に伝えたいという思いより「気比の松原を愛する会」が結成され、松林内清掃が行われる(文献3)</p> <p>○「気比の松原を愛する会」が敦賀市役所、福井森林管理署が協会で意見交換を毎年行う</p> <p>○「気比の松原を愛する会」が松林の管理を行う場合は敦賀市役所(松原公民館)が窓口となり各担当(知事・市庁)へ申請手続きを行い、許可を得ている</p> <p>[1984] ○福井森林管理署は、松くい虫対策として薬剤の地上散布や被害木の伐倒を行う(文献4)</p> <p>[1985] ○「気比の松原を愛する会」が松林内の巡視活動を始め(文献3)</p> <p>[1986] ○敦賀市長が松林の管理に対して林野庁に陳情する</p> <p>[1986] ○福井森林管理署は敦賀市役所から、特に景観と都市公園の重視した管理の要請を受け、内陸側の下層広葉樹の伐採・雑草の刈り・つるの除去を行い、防災林としての機能を保持するとともに、景観の維持に努める</p> <p>[1987] ○敦賀市役所は市の事業で松林内の雑木、雑草を刈り払いなどといった風致地帯を実行する</p> <p>○敦賀市役所(林務水産課)が「気比の松原」の管理を行う場合は、行政間で申請手続きを行い、許可を得ている</p> <p>○5大松原の市町で構成される松原友好市町交流会議(松原サミット)が発足し、意見交換が行われるようになる</p> <p>[1988] ○林相の変化、茎幹の腐蝕を防ぐためキャンプ活動を禁止にする(文献5)</p> <p>○敦賀市役所は、市の財政で森林組合に委託し、技術的管理を行う</p> <p>[1991] ○敦賀市役所は、市の財政でシルバー人材センターに委託し、軽易な管理を行う</p> <p>[1991] ○松くい虫対策として、県と市町村が防風林や景観上重要な松林を重点的に薬剤の散布や樹木への薬剤注入、伐倒観察に取り組み</p> <p>[1999] ○10市町1団体が構成される松原友好市町交流会議(松原サミット)が敦賀市で行われる</p> <p>[1999～] ○福井森林管理署と国土交通省が「松原地域戦略プラン」という海岸防風林造成事業を開始、木材チップ道・防風壁・車庫等の設置、養死工を実施し松林と海岸を一体的に整備</p>	<p>法規制…</p> <p>農林水産省 【森林法】 皆伐禁止 間伐禁止 薪炭採取制限 伐木制限</p> <p>文科科学省 【文化財保護法】 現状変更の禁止 (風致の維持)</p> <p>環境省 【自然公園法】 風致の維持 伐木制限</p> <p>許可申請</p> <p>市 【公民館】 委託団体の事務 場所の提供 【文化課】 許可申請 【都市計画課】 公園の管理 【林務水産課】 下刈り 枝打ち 除伐</p> <p>市民 【専任団体】 清掃 樹林 巡視 【森林組合】 枝打ち 除伐 【シルバー人材センター】 公共施設 清掃</p> <p>協議・申請…</p> <p>松林</p>	<p>【戦後以降】 松林は徐々に荒廃し始める 松林が荒廃し始めることで松林内(中央道路)から海が見えなくなる</p>  <p>写真-1 1977年の松林(文献6)</p> <p>【1988】 松林内の林相の変化(文献5)</p> <p>[1989頃] 雑草の伐採により松林内から海が見通せるようになる</p> <p>[2003] マツの大半は大木であり、胸径40～80cm、高さ20m、200年近くの老松が多い</p> <p>何割かは屈曲したり、梢を折られたりしているが、強風地帯の海岸林とくらべるとはるかに通直である(文献7)</p>  <p>写真-2 現在の松林</p>	<p>[1945] 第二次世界大戦終戦 [1950] 文化財保護法の制定</p> <p>[1956] 赤松の老幹大木の千態万様の姿で白砂に林立し、黒松がまたその間々と散在し、松風が千古の歴史を語り、緑の色は海波に映し、清新の気と雄大な閑雅の風景である(文献1)</p> <p>[1957] 松林の続くかざり秋の晴(文献8)</p> <p>[1967] 自然公園法の制定 [1962] 「老松海国定公園」として指定(文献10)</p> <p>[1974] 「敦賀市都市計画公園」として指定</p> <p>[1978] 「保健保安林」として指定(文献10)</p> <p>[1986] 白砂青松の景勝地(文献9)</p> <p>[1988] 松原に沿って延び広がる白砂青松はまさに景勝地にふさわしい(文献10)</p> <p>[1991] 白砂青松の海岸景勝地(文献11)</p> <p>[2001] 松林越しの風致が素晴らしい(文献12)</p> <p>[2003] 松はまるで「白砂青松」の条件をなぞっているかのように、整然と並ぶことなく、あちこちの白くかやく砂地の中から、湧きだしたように太い幹を突き出している(文献6)</p> <p>○百年近くの老松も多く、見ごたえのある大木群が天窓に向かって屹立している(文献6)</p> <p>[2004] 白砂青松の景勝地(文献13)</p> <p>[1989] 平成元年</p>	

算より賄われ、福井森林管理署の管理費には届かないまでも、年間※3で約770万円を費やしている。

③市民—市民で構成される「気比の松原を愛する会(現在:130名)」は1967年の発足以来、現在まで主に松林内の美化活動として清掃(年4回)や巡視活動をボランティアで行っている。年間※3の活動経費については、会員の年会費(一人あたり千円)や敦賀市役所と地元の浜茶屋からの活動支援金(6万円)の計19万円である。また、敦賀市役所からの委託により、市民で構成される森林組合が技術的管理(下刈り・枝打ち・除伐など)を行い、(社)シルバー人材センターが公共施設の清掃を行っている。

(3)「気比」の管理内容と景観評価との関連性

戦後直後の「気比」では、森林法に定められる保安機能維持の管理を福井森林管理署が行い、生活燃料採取として市民が松葉かきを行うことで、白砂の林床に老松が点在する空間が形成され、1956年にはその風景が雄大閑雅であると評価される。

しかし、1959年～1965年頃にかけてガスや石油の普及により、市民の生活燃料採取が行われなくなる。これにより「気比」は徐々に腐葉土化し、松林内から海が見渡せないほど雑木や雑草が生い茂ることで、1957年以降は「気比」の景観評価の記述が文献等から消失する。

この荒廃をきっかけに、市民は1967年に「気比の松原を愛する会(当時:約30名)」を結成し、「気比」の管理主体である福井森林管理署や敦賀市役所(松原公民館)と風致の維持について協議を行うようになる。この協議が発端となり、「気比の松原を愛する会」は松林内の雑木や雑草

の刈り取りを行おうとするが、約30名という少人数ではその規模から実施が困難であった(写真-1)。そこで、少人数でも容易に実施できる松林内の清掃活動や巡視から始めようとするが、ここで問題となったのは前項で述べた森林法の規制であったため、前述した対応(市による市民の許可申請の代行)がとられることになる。このような市民活動に触発されて、景観に対する意識が高まり始めた敦賀市役所は、林野庁に「気比」の管理に対して「特に景観や都市公園の機能を重視すること」を陳情する。これにより、1986年から林野庁の出先機関である福井森林管理署は、下層広葉樹の伐採や雑草などの下刈りを行うようになる。その翌年からは敦賀市役所も、防除や下刈りといった管理を福井森林管理署と分担して行うようになり、ようやく松林内から海が見通せるほどの空間(写真-2)を取り戻し、1988年以降では表-2の景観評価に示すように「松林越しの風致が素晴らしい」(2001年)や「白砂青松の景勝地」(2004年)といった評価が再び文献に多く記されるようになった。

【補注】
※1. ヒアリング調査結果および参考文献・資料をもとに作成。
※2. 1999年まで「敦賀宮林署」であったが、本研究では現在の名称である「福井森林管理署」で統一する。
※3. 2004年度を参考としている。

【引用・参考文献】
1) 敦賀市教育委員会:『敦賀市通史』, 名著出版, p399, 1974
2) 山本計一:『敦賀市戦災復興史』, 敦賀区役所, p267, 1955
3) 学習研究社:『週刊日本の樹木』, 8, 学習研究社, pp. 7～11, 2004. 5
4) 福井新聞社:『福井新聞』, 福井新聞社, 2005. 6. 25
5) 敦賀市史編さん委員会:『敦賀市史 通史編下巻』, 敦賀市役所, p58, p650, 1988
6) 大塚徳治郎:『福井県写真帖』, 歴史図書社, p519, 1977. 4. 30
7) 小田隆則:『海岸林をつくった人々』, pp. 214～216, 2003. 11. 10
8) 敦賀市文化協会:『俳句の里つるが』, p87, 1984
9) 『ふるさとノートつるが』, 敦賀市民憲章推進会議, p60, 1986
10) 敦賀市教育委員会:『図録 敦賀の文化財』, 敦賀市教育委員会, p198, 1988. 2. 25
11) 福井新聞社・百科事典刊行委員会:『福井県大百科事典』, 福井新聞社, p298, 1991
12) 伊藤忠夫・近田文弘:『海岸林を守る』, 北羽新報社, p13, 2001. 11. 10
13) 中日新聞社:『中日新聞』, 中日新聞社, 2004. 8. 3